

令和6年7月7日執行

鹿児島県議会議員補欠選挙  
(始良市区)

選挙運動公営関係諸届出用紙綴

鹿児島県選挙管理委員会

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成

公 営 関 係 諸 届 出 用 紙 一 覧

番 号	種 別	数 量	備 考
1-①	選挙運動用自動車使用契約届出書	1	
1-②	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	1	
1-③	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	1	
1-④	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	1	
1-⑤	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	1	
1-⑥	請求書（選挙運動用自動車の使用）	1	
1-⑦	請求内訳書 その1	1	（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）
1-⑧	請求内訳書 その2	1	（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合） (1) 自動車の借入れ
1-⑨	請求内訳書 その2	1	（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合） (2) 燃料代
1-⑩	請求内訳書 その2	1	（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合） (3) 運転手
2-①	ビラ作成契約届出書	1	
2-②	ビラ作成枚数確認申請書	1	
2-③	ビラ作成証明書	1	
2-④	請求書（ビラ作成）	1	
2-⑤	請求内訳書（ビラ作成）	1	
3-①	ポスター作成契約届出書	1	
3-②	ポスター作成枚数確認申請書	1	
3-③	ポスター作成証明書	1	
3-④	請求書（ポスター作成）	1	
3-⑤	請求内訳書（ポスター作成）	1	
4	委任状	1	

別記第1号様式(第1条関係)

その1

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)  
候補者

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約間 期	運送契約額 金	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
			借入 期間 等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
運転手の 雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式(第2条関係)

その1

### 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 \_\_\_\_\_ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）

候補者

記

契約の区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
一般乗用旅客自動車運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円
	令和6年 月 日	円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が鹿児島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鹿児島県に支払を請求することはできません。

その2

## 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	
令和6年 月 日		0	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が鹿児島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3

## 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）

候補者

記

運転手の住所及び氏名		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	
令和6年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考欄」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が鹿児島県に支払を請求しようとするときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 6の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

第6号様式(第5条関係)

その1(選挙運動用自動車の使用)

請 求 書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和6年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。



### 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	64,500円×( )台= 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

### 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
令和6年 月 日	( )円×( )台= 円	16,100円×( )台= 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

### 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
令和6年 月 日		( )円×( )ℓ= 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 (ロ)の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計欄には、(イ)の計欄又は(ロ)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その2

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

### (3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
令和6年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

## ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

### 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約額 円	

### 備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2

## ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

### 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙（始良市区）

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が鹿児島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 16,000枚
  - 限度額 7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

その2(ビラの作成)

請 求 書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和6年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。



(別紙)

### 請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7円73銭						

#### 備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3

### ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

#### 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約額 円	

#### 備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その3

### ポスター作成枚数確認申請書

下記のポスター作成枚数につき、鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

#### 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2

## ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が鹿児島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2
  - 限度額
    - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
単価×確認された作成枚数＝限度額
    - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$
単価×確認された作成枚数＝限度額

その3 (ポスターの作成)

請 求 書

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和6年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 令和6年7月7日執行 鹿児島県議会議員補欠選挙(始良市区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、鹿児島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

## 請 求 内 訳 書

選挙区における ポスター掲 示場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				2,470						

### 備考

- 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
  - (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- 3 (E)欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# 委 任 状

私は, \_\_\_\_\_ を代理人と定め,  
下記事項を委任します。

記

委任事項 ( \_\_\_\_\_ )

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 :

氏 名 :

(届出の名義人の署名又は記名押印)